経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定の実施について

令和４年12月20日
林　　野　　庁

経営事項審査の審査基準が改正され、令和５年１月１日から適用されることとされています。

これに伴い、令和３・４年度及び令和５・６年度を有効期間とする林野庁又は各森林管理局発注の建設工事について、一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

１　経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定について

（１）再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和３・４年度及び令和５・６年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者で再認定を希望する者は、当該総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

（注）経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

（２）再認定のスケジュール

下記の期間、再認定の受付けを行います。

認定（予定）日は、適正な申請書を受理した日から１か月～１か月半程度です。

受　付　期　間	
令和３・４年度の競争参加資格の場合 **令和５年１月１日～令和５年２月15日**	令和５・６年度の競争参加資格の場合 **令和５年４月１日～令和５年６月30日**

（３）再認定に係る資格審査申請書類及び作成要領

申請書類の様式及び建設工事契約に係る申請書類作成要領は、２に掲げる林野庁又は各森林管理局のホームページから入手してください。なお、申請書の添付書類のうち、総合評定値通知書の写しについては、改正後の審査基準によるものに限ります。

（４）その他再認定の申請に関する留意事項

① 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請に当たっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

② 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります（一部の工種のみを選択して行うことはできません）。林野庁又は各森林管理局から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

③ 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、既に受けている全ての認定資格についても、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

④ 工事の入札手続に参加をしている者で、既に競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは、当該入札に参加する資格を失います。

２ 申請書類の提出場所

以下に掲げる窓口において、申請を受け付けます。
なお、<u>提出方法は郵送のみ</u>となります。

（１）林野庁林政部林政課会計経理第１班
〒100-8952 東京都千代田区霞が関一丁目２番１号
電話番号(03)6744－2282 内線 6009
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/index.html

（２）北海道森林管理局経理課
〒064－8537 北海道札幌市中央区宮の森３条七丁目 70 番地
電話番号(011)622－5214
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/sikakusinsei31.32/161102.html

（３）東北森林管理局経理課
〒010－8550 秋田県秋田市中通五丁目９番 16 号
電話番号(018)836－2186
https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukoku_kyoku/keiri/kyousousankasikaku.html

（４）関東森林管理局経理課
〒371－8508 群馬県前橋市岩神町四丁目 1-23-6 番 25 号
電話番号(027)210－1149
http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/121101_2.html

（５）中部森林管理局経理課
〒380－8575 長野県長野市大字栗田 715 番地５
電話番号(026)236－2573
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kensetu-kyousousankasikakusinsei.html

（６）近畿中国森林管理局経理課
〒530－0042 大阪府大阪市北区天満橋一丁目８番 75 号
電話番号(06)6881－3534
https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/20201030_youryo_R03-04.html

（７）四国森林管理局経理課
〒780－8528 高知県高知市丸ノ内一丁目３番 30 号
電話番号(088)821－2060
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/keiri/181101_shikakushinsei.html

（８）九州森林管理局総務部契約適正化専門官室
〒860－0081 熊本県熊本市西区京町本丁２番７号
電話番号(096)328－3520
https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/kyososanka_sikaku/index.html

＜注意＞
「登録番号」をご確認いただき、別表のとおり、申請先となる部局にのみ申請書を提出してください（複数の窓口に申請書を提出しないでください）。
なお、登録番号は、下記 URL から資格情報を検索して確認することができます。
https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/

別表（登録番号による申請先部局の識別方法）

林野庁本庁	Y
北海道森林管理局	A
東北森林管理局	D
関東森林管理局	F
中部森林管理局	H
近畿中国森林管理局	N
四国森林管理局	Q
九州森林管理局	T

※ 6桁の登録番号の頭文字（英大文字）をご参照ください。